

紋別市立潮見小学校図書館利用規定

令和3年4月1日 制定
紋別市立潮見小学校長 決裁

- 第1条 この規程は、潮見小学校図書館（以下、図書館という）の利用、閲覧、貸出等に関し必要な事項を定める。
- 第2条 資料の利用は、閲覧及び貸出とする。
- 第3条 利用者の範囲は、本校の児童、教職員とする。
- 第4条 資料の閲覧は、館内で行うものとする。学年・学級貸し出しにより教室に帯出可能とする。
- 第5条 開館時間 9時～16時（8時半～教職員が同行すれば利用可能。）
貸出冊数 1冊 貸出期間 1週間とする。ただし、長期休業中はその都度定める。
- 第6条 金帯出シール添付の図書資料は貸出不可とする。
- 第7条 貸出、返却は図書担当者（司書）、図書委員、教員の手続きによるものとする。
- 第8条 貸出資料延滞者には督促状（市で作成）を発行する。
- 第9条 図書資料を紛失、故意に破損した場合は、現品または相当金額の弁償の対象とする。
- 第10条 利用のマナー
図書館では、厳粛にし、他の利用者に迷惑をかけないように心がける。
図書資料の無断持ち出しは厳禁とする。
- 附則（※附則は、改訂、一部改訂等を行ったら記載する。）
この規定は決裁の日から施行する。